

- 1、慰謝手當が懲罰金率の率の差に支給される。
- 2、社員及雇傭員の退職手當支給率の差別を撤廃すること
- 3、支給率基準は前三ヶ年の平均額に依らず退職當時の収入額により支給すること
- 4、退職手當社則七十二條中給與することあるべしを給與すと改正すること
- 5、支配人千葉喜八郎庶務主任石川金三郎を解雇すること
- 6、吉塚驛機開庫に増員され度若し不可能なれば宿直員は勝田驛同様五十錢支給され度
- 7、本件に付懲性者を出さざること

會社側に於ては即日重役會議を開催協議したるも對策決定せず十七日更に開催することとなつたのであるが、所轄箱崎警察署に於ては十一日午前正時爭議團幹部と會見し輕舉を戒めたので、爭議團側に於ては一週間を限り會社の態度

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

上、慰謝手當が懲罰金率の率の差に支給される。

上、慰謝手當の慰謝金率の率の差に支給される。

副駕手當の慰謝金率の率の差に支給される。

土牢美穂の慰謝金率の率の差に支給される。

業者も共に各職員に不正十倍余利回り六十日一平錢十一圓四八武(圓)六錢四十平錢一食水四種

八四三(圓)六錢四十六十四(半)一食水土牢美穂

○今固支給したる慰謝手當額は

三、前記員の六階の時當する時

二、前記員の六階の時當する時